

# 富士山火山避難基本計画（案）の 概要について

令和5年3月

富士山火山広域避難計画検討委員会



# いのちを守るための避難を優先しつつ、くらしを守るための避難に配慮した計画

## 火山災害の不確実性を踏まえ、住民生活や地域の経済活動の継続を考慮した避難計画へ

### 避難計画の改定にあたって

富士山のような観測が充実した火山では、噴火の前兆的な活動を観測できる可能性が高い。しかし、そうした活動があっても噴火に至らない場合がある一方で、観測からごく短時間で噴火に至る場合もあり得るなど、前兆的な活動がどのように噴火に結びつくかは不確実性が大きい。

また、噴火の規模や継続期間について、噴火前に把握することはできないことに加え、富士山では特に火口位置を噴火前に特定することが困難であるという、防災対策上極めて深刻な**不確実性が存在**する。

このため、**段階的な避難や隣接する市町村への避難などを取り入れることで避難完了までの時間を最短化し、可能な限り通常の生活を維持できるよう「いのちを守るための避難を最優先し、くらしを守るための避難についても可能な限り配慮する」**こととした。

### ◆計画の目指すべきところ◆ 「逃げ遅れゼロを目指し、安全に避難できる可能性を最大化」

【前提】令和3年3月に改定された富士山ハザードマップに基づき、「富士山火山広域避難計画」に必要な改定を行った。

#### <主な改正項目>

##### ・避難計画の位置づけ及び名称

新計画では火山災害時の避難方針を示し、各自治体において地域特性を考慮した計画を策定することとし、名称は富士山火山避難基本計画とすることとした

##### ・噴火現象ごとの特性に基づく避難対象エリアの区分

これまでの5区分から6区分へ

##### ・移動手段及び避難開始時期

渋滞抑制のため徒歩避難の導入や早期の避難開始により円滑な避難を実施

##### ・観光客等の帰宅時期

帰宅困難者の発生を防ぐため、早期に帰宅を促すこととした

##### ・広域避難先

隣接市町村であっても噴火現象から安全を確保できる場合には積極的に活用

#### <新規に追加した項目>

##### ・噴火シナリオ例

平時から噴火開始、噴火活動の終息まで、段階に応じた対応が共有できるよう基本的な噴火シナリオを整理

##### ・噴火前の自主的な分散避難

避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を呼びかけ

##### ・避難行動要支援者等関連施設における避難計画上必要な項目

避難行動要支援者等関連施設の施設管理者が、避難(確保)計画を定める上で、検討すべき共通の項目を定めた

##### ・学校、保育園、幼稚園等の児童関連施設の避難対策

影響範囲が市街地方面に大きく広がったことから、学校・保育園・幼稚園における避難対策を新たに設けた

### 避難計画改定後の取り組み

火山災害は、噴火の規模や、影響範囲、継続時間に不確実性が大きく、場所やタイミングによって対応すべき現象が異なるため、全てのパターンを網羅した計画を予め立案することは不可能である。

本計画では、各市町村の避難の調整に関係する基本的な事項を定め、この計画を基に、**県・市町村の避難計画を策定する上で各地域の特性を反映させる**ことを前提としている。

様々な形態の噴火から住民の安全を守るため、関係機関は、最大限の取り組みを推進するとともに、防災担当者のみならず住民も正しい火山災害の知識を身につけて主体的に噴火への備えを進めていくよう努力することが重要である。

「富士山火山避難基本計画」の策定は、新たな富士山火山防災対策の出発点であり、この計画に基づく避難体制を構築することで地域防災力を向上させ、**富士山との共生**を図る。

# 富士山火山広域避難計画改定について

始めに

## ハザードマップ改定の影響について

- 令和3年3月に富士山ハザードマップが改定され、従前と比較して「より短時間で」「より遠くまで」噴火現象の影響が及ぶことが判明。
- これに伴い富士山の火山災害警戒地域も拡大され、3県27市町村となった。
- 富士山火山広域避難計画の改定にあたり、これまでの避難方針の適用地域拡大で足りるか、それとも新たな避難方針を検討する必要があるか検証した。

### 旧計画での避難方針

噴火前は全方位（富士山の全周）で避難。

⇒ ハザードマップ見直しにより、対象人口が**16,274人から116,093人へ増加**

※検討段階では、H27国勢調査に基づき算出。計画では直近のR2国勢調査を使用

溶岩流からは、原則、自家用車で避難。

⇒ **渋滞による逃げ遅れ発生の懸念**

上記の条件で簡易的なシミュレーションを実施したところ  
溶岩流が3時間以内に到達する範囲から離脱するために  
最大6時間以上を要することが明らかとなり、  
適用地域を拡大するだけでなく、根本的に見直すこととした。

◆計画の目指すべきところ◆「逃げ遅れゼロを目指し、安全に避難できる可能性を最大化」

# 火山災害の不確実性を踏まえた避難対策

## 火山災害の特性について

- 1
- 避難対策上、考慮しなければならない火山災害の特性のひとつが「**不確実性**」。
  - 台風災害と異なり、およその**リードタイム**や**継続時間を事前に把握することは不可能**である。
  - ごく短時間で噴火に至ることもあれば、火山活動が高まったものの噴火に至らないこともあるが、数ヶ月後に噴火が開始することも否定できない。さらには、噴火の規模や継続期間を事前に把握できないなど、火山災害は多くの不確実性を有している。

富士山の全方位で噴火前に立ち退き避難を実施したまま、長期間噴火に至らなかった場合、避難実施地域では非常に大きな経済的影響を受けることとなる。

噴火現象の特性に応じ、避難開始のタイミングを整理した。

## <計画改定の基本方針>

**いのちを守る** ための避難を最優先し、

**くらしを守る** ための避難についても可能な限り配慮する。

(地域経済への影響、住民の通勤・通学等)

噴火現象ごとの特性を整理し、**避難の開始時期を再検討**した。



# 避難計画の位置づけ及び名称

計画本文 P. 2. 6

2

## 避難計画の位置づけ及び名称

- 火山災害は、山体からの距離等に応じて到達する現象や到達時期が異なり、富士山の火山災害警戒区域内(3県27市町村)で画一的な対応では、実効性の高い避難体制の構築は困難であるため、新計画では基本的な指針を示し、これを基に各自治体は今後、計画を策定。
- このため、新計画を基本指針として位置づけるとともに、名称を「富士山火山避難基本計画」に変更した。

地域特性を考慮した実効性の高い避難体制の構築を目指す。

### 富士山火山避難基本計画

各県・市町村地域防災計画

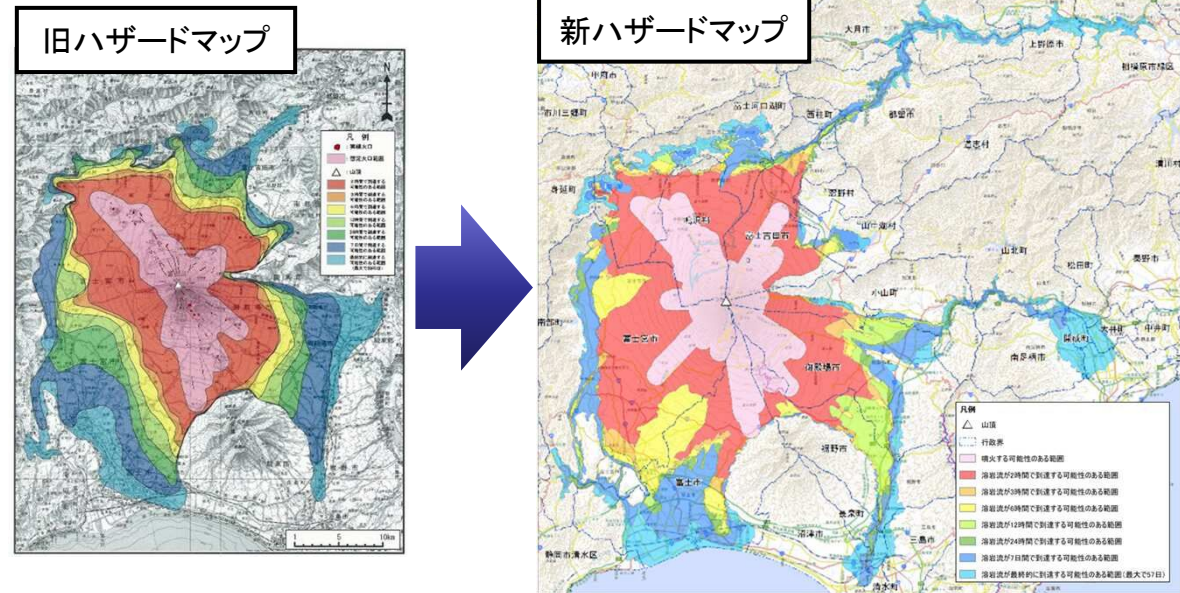
各施設の避難(確保)計画

個別避難計画・避難マニュアル等の具体的な避難行動

「逃げ遅れゼロ」を実現させる避難体制の構築

富士山火山避難基本計画の位置づけ

### 溶岩流可能性マップの比較



※ 影響範囲が拡大し、到達が想定される時期も大きく異なる。

# 噴火現象ごとの特性に基づく避難対策

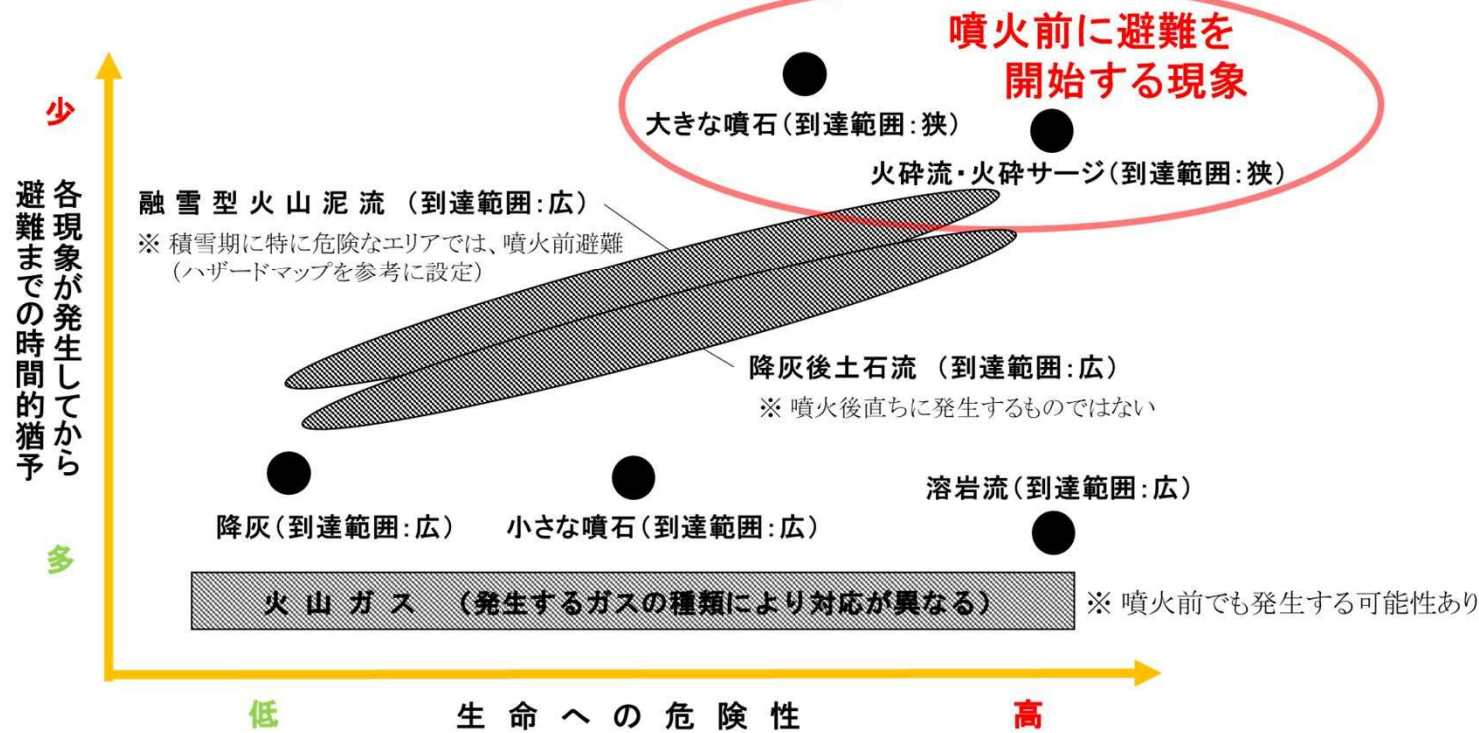
3

## 噴火現象ごとの特性について

- 富士山は「噴火のデパート」と形容されるほど、様々な噴火現象が発生している。
- それぞれの噴火現象は、「到達範囲」「現象そのものの速度」「到達する時期」が異なる。
- このため、噴火現象ごとに「生命への危険性」「各現象の発生から避難までの時間的猶予」を整理し、時間的猶予のない現象からは噴火前の避難を採用し、それ以外の現象からは原則として噴火後に避難を開始することとした。

### 富士山で発生が想定される噴火現象

大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流、小さな噴石、降灰、火山ガス など



大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の一部からは、**噴火前に立ち退き避難を実施**



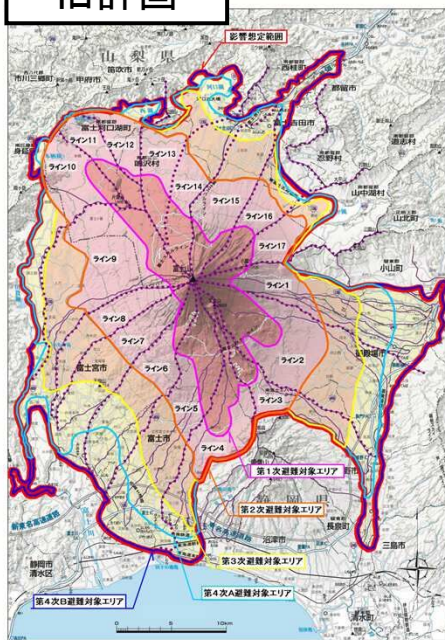
# 避難対象エリアの区分の見直し

## 4

### 避難対象エリアの見直し

- それぞれの噴火現象の特性に応じて避難対象エリアを再整理した。
- 一般住民にあっては溶岩流からの避難は噴火後に開始することとし、これまで第2次避難対象エリアとしてきた「大きな噴石」「火砕流・火砕サージ」「溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲」から溶岩流3h以内の範囲を新たに区分し、第3次避難対象エリアと区分することとした。

#### 旧計画



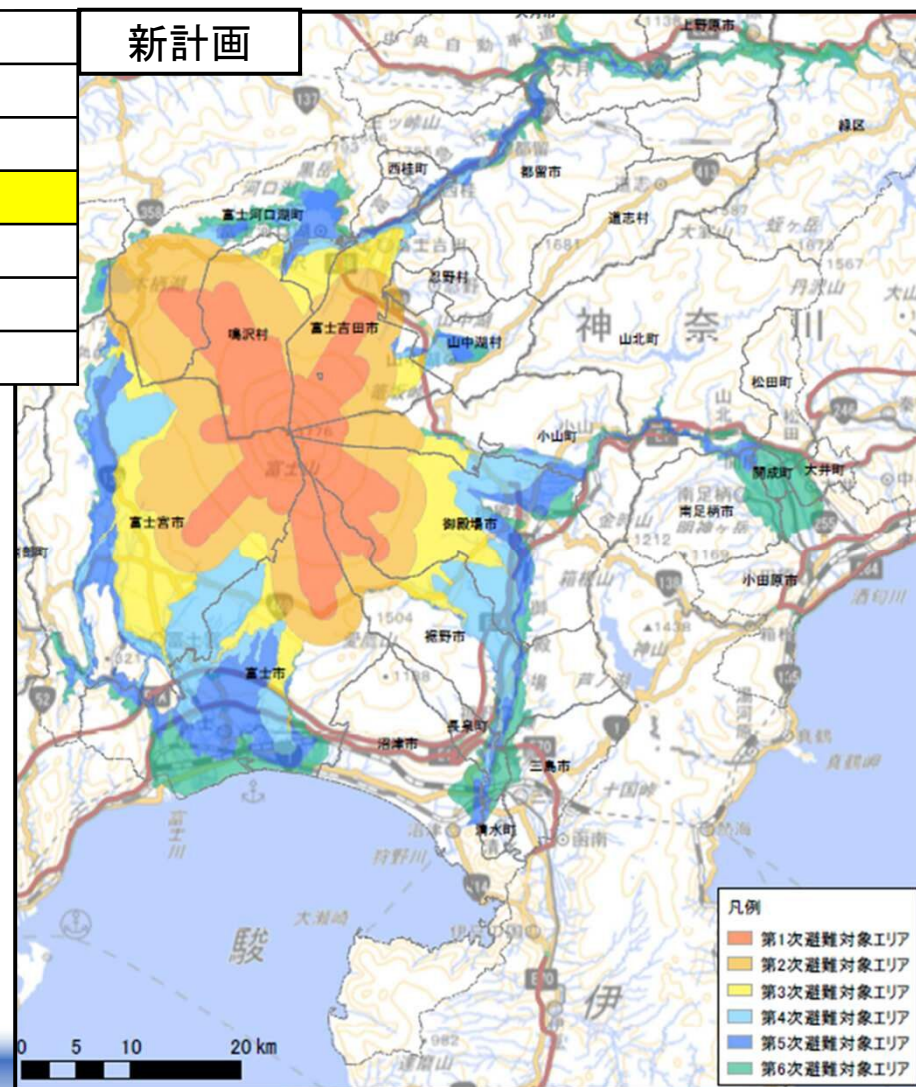
避難対象エリア	可能性マップの範囲
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流等、大きな噴石
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間以内)到達範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間～最大で57日間)到達範囲

※ 融雪型火山泥流の到達可能範囲のうち「事前の避難が必要な区域」は、積雪期には第2次避難対象エリアとして扱う



噴火現象の特性に応じて  
避難対象エリアの区分を見直し

#### 新計画



避難対象エリア	可能性マップの範囲
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流等、大きな噴石、 <b>溶岩流(3時間以内)到達範囲</b>
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間～約40日間)到達範囲

# 移動手段・避難開始時期の見直し

5

## 移動手段・避難開始時期の見直し

- 避難行動要支援者は、車両での避難が不可欠である。
- しかし、全住民が一斉に車両で避難を開始した場合、深刻な渋滞の発生が懸念される。
- このため、**限られた地域資源である道路を避難行動要支援者が優先的に使用できるよう配慮した計画とする。**
- 観光客等についても、避難行動要支援者の避難と重ならないよう避難(帰宅)時期を設定した。



避難対象エリア		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする範囲		想定火口範囲	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性がある範囲 積雪期：融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
観光客等 ※1	避難時期	遅くとも噴火警戒レベル3までに帰宅を開始(登山者は、解説情報(臨時)で下山)				溶岩流の到達や降灰による影響の可能性が生じた時点	
	移動手段	登山者は、五合目からはバス又は徒歩 観光客は、入域した手段による				入域した手段による	
	避難先	自宅等(登山者、観光客、別荘利用者、来域者は、影響範囲外の自宅へ帰宅することを原則とする)					
避難行動要支援者 ※2	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4	噴火前レベル5で避難準備	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	車両(親族の自家用車、施設の車両、行政が手配する車両)					
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側。ただし、第3次避難エリア内での避難の場合、移動用の車両を確保し、その後の状況により速やかに移動できる状態を整えることで可				溶岩流の流下範囲外	
一般住民	避難時期	レベル3	レベル4	噴火直後(必要な範囲)	溶岩流が流下する可能性が生じた時点		
	移動手段	自家用車		徒歩又は自家用車 (渋滞を抑制し、速やかに移動できる手段により避難)		徒歩又は自家用車	
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側			溶岩流の流下範囲外		

※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者(居所としている者を除く)、通勤・通学等のための来域者など富士山周辺以外に生活の拠点を有する者

※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅で生活する者を想定

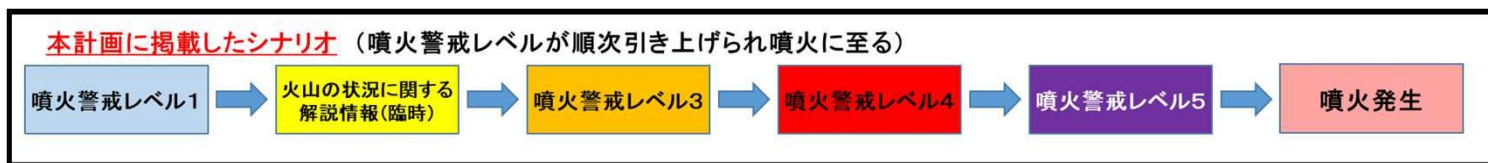


## 6

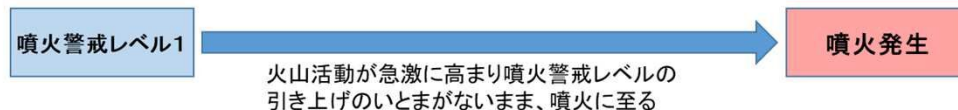
### 噴火シナリオの作成

- 噴火に至る経過を時間的、位置的に整理し関係者で共有し対策を講じることが重要なことから噴火シナリオを作成した。
- しかし、火山災害は不確実性が高いため、火山活動が高まったものの噴火に至らない場合、数ヶ月後に噴火に至る場合、予兆観測からごくわずかな時間で噴火してしまう場合など、無数のシナリオが想定される。
- 本計画では、基本的シナリオを作成したが、各地域ではこれを参考として地域特性を反映した地域版シナリオを作成することとした。

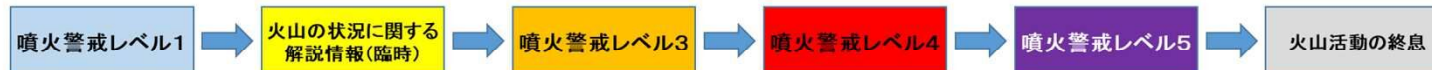
噴火シナリオ(噴火に至る経過)は多様であるため、**本計画に記載されたシナリオ**に備えるだけでなく**様々なシナリオを想定し、訓練を繰り返す**ことが大切。



噴火シナリオ例 1 (火山活動が急激に高まり噴火に至る)



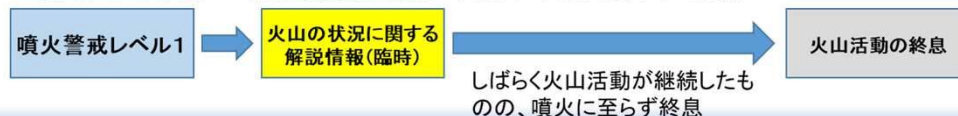
噴火シナリオ例 2 (噴火警戒レベルが順次引き上げられたものの噴火せずに終息)



噴火シナリオ例 3 (噴火警戒レベルが引き上げられたまま、あるいは上げ下げを経ながら、数ヶ月が経過し噴火に至る)



噴火シナリオ例 4 (火山活動が高まったものの噴火せずに終息)

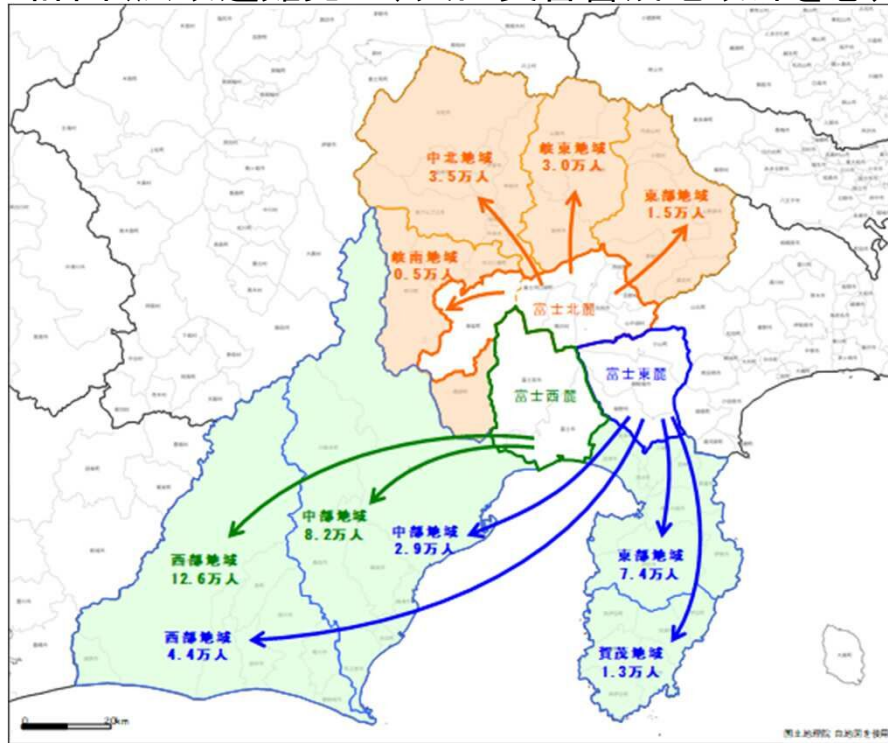


7

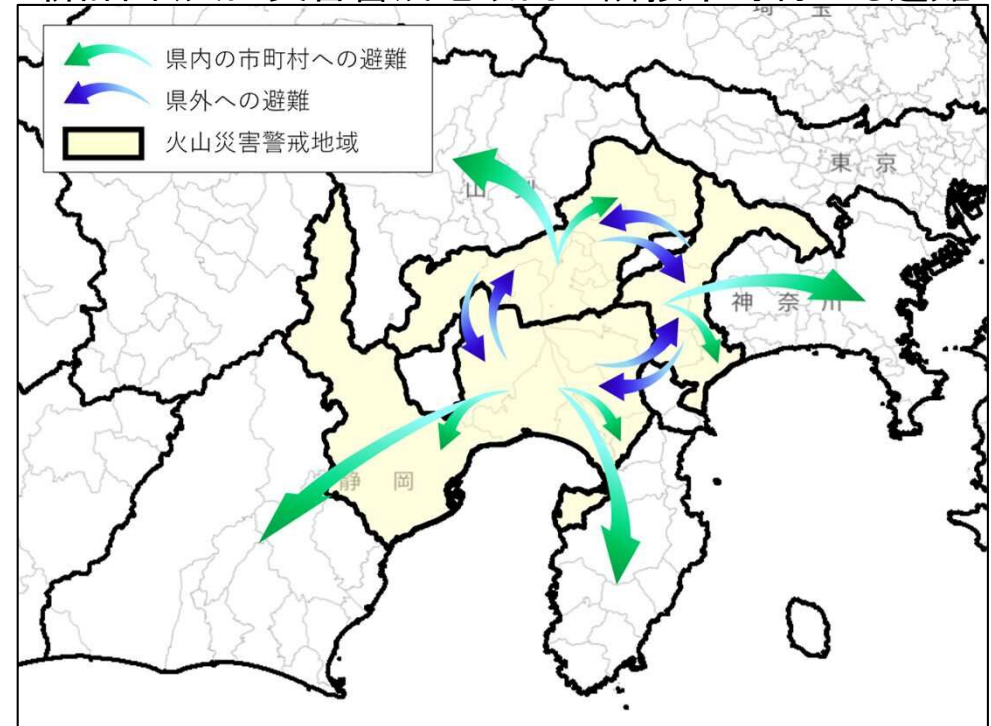
## 広域避難先の見直し

- これまでは、噴火現象の到達が想定されない地域(避難対象エリアの外側)まで避難することとしていたが、ハザードマップが精緻化されたことや、暮らしを守る観点から隣接市町村への避難も採用することとした。
- 富士山では火口位置が噴火まで特定できないことや火山災害の特殊性に鑑み、予め避難先を決定するのではなく、噴火の状況に応じて避難先を確保することで円滑な避難体制を構築する。

旧計画(広域避難先は、火山災害警戒地域外を想定)



新計画(火山災害警戒地域内の隣接市町村へも避難)



これまでは、市町村外への避難(広域避難)の際は、火山災害警戒地域外への避難を想定していたが、安全確保が可能であれば、隣接市町村へ避難することで短時間での避難完了や住民の負担軽減を図ると共に、就業の継続など地域社会の継続を考慮した。

8

## 移動手段の見直し

- 噴火前に避難を要する噴火現象からは、影響範囲からの立ち退きが必要となり地域によっては長距離の移動が必要となるため、自家用車等での避難を原則とする。
- 一方で、一般住民にとっては噴火後の避難を原則とした溶岩流は、市街地では「流下速度が低下すること」「**流下範囲から数百m～数km離れば足りる**こと」から自家用車ではなく、徒歩により避難することとした。なお、**避難行動要支援者は車両による避難**とする。

円滑な避難（特に車両による避難が不可欠な避難行動要支援者への配慮）や応急対策車両の受入のために、渋滞を抑制し道路機能を維持することが重要

車両 ⇒ 渋滞が発生すると移動ができなくなり、逃げ遅れの原因となり得る  
徒歩 ⇒ 近距離の移動であれば、渋滞の心配がなくスムーズに移動可能

火山災害時は不確実性が高いため、最も速やかに移動可能な手段により避難する必要がある。その代表例が「徒歩避難」であり、**車両以外の手段により渋滞抑制**を図る避難法の検討が必要。

渋滞の原因 ⇒ **車両数の増加、駐車スペースの不足  
事故車両等による道路機能の喪失**

※徒歩避難：渋滞抑制のため自家用車を使用しない避難（徒歩、自転車、バイク、船舶等）



# 降灰からの避難について

9

## 大規模な降灰について

- 宝永噴火のような大規模な降灰が生じる噴火は、その発生後に判明するものであり**事前に察知することは困難**である。
- また、**降灰の影響範囲は「火口位置」や「噴火の規模」「風向き」によって変化するため、噴火前又は噴火直後に避難先を決定することは現実的でない。**
- 万が一、避難中に噴火が発生し大規模な降灰が生じると視界が遮られ、また堆積した火山灰により車両での移動が困難となり、大規模な**立ち往生(滞留者)が発生する可能性があるため、降灰を対象とした噴火前の避難は大きなリスクを伴うこととなる。**

降灰からの避難は、自宅又は近隣の堅牢な建物内(RC造など)での**屋内退避を原則**とする。

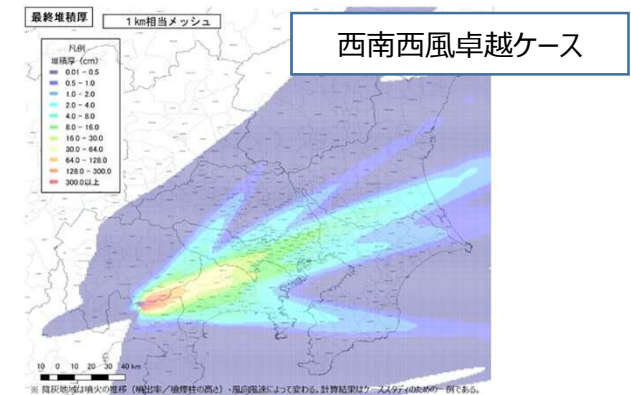
ただし、溶岩流の流下方向に位置する場合や近隣で火災が発生した時などは立ち退き避難を要するため、この場合に備えヘルメット、ゴーグル、マスク等の備蓄を推奨する。

また、道路の除灰が進んで物流が復旧するまでの間、避難生活が送れるよう1週間分程度の備蓄を推奨することとした。

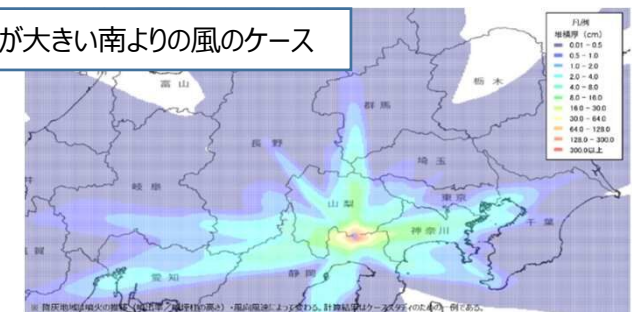
(地震災害では、3日から1週間程度の備蓄を推奨)

※ 降灰からの避難については、交通・通信等が発達した現代社会において大規模な降灰が生じた事例が少ないため、今後、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて、随時、検討し改定に取り組む。

(参考) 降灰時に避難の要否を判断するための参考資料として、フローチャートを作成(計画本文 P. 2. 52(図2-20)に掲載)



風向の変化が大きい南よりの風のケース



10

## 噴火前の自主的な分散避難

計画本文 P. 2. 17

- 噴火警戒レベル1～3の間(避難行動要支援者の避難開始前)に**自主的に避難することを呼びかける**こととした。
- 近年、就業形態が多様化しており、遠隔地にあっても就業継続が可能な方も存在するため、居住地を離れても生計が維持できる場合には、噴火前に自ら選定する避難先への移動を呼びかけ、円滑な避難を実現させることとした。
- 噴火に至るか不確実な状況であるが、**この段階における避難においては移動手段を問わないため、自家用車での避難も可能。**

11

## 情報共有の迅速化

計画本文 P. 3. 19

- 旧計画における対策は、拠点施設を定めて対面方式が原則であった。
- 火山対策においては、一瞬先に何が生じるかわからず防災関係機関は常に最新の情報を把握しなければならない。
- このため、対面での対応に並行して、**常時、オンライン会議により関係機関を接続**し最新の状況を共有し、有意な変化が生じた際には、直ちに対応できる体制を整備する。

12

## 避難行動要支援者等関連施設の避難対策

計画本文 P. 3. 54

- ハザードマップの改定により市街地へ噴火現象が到達する時間が早まったため、避難行動要支援者の避難対策を充実させた。
- 避難行動要支援者等関連施設における計画策定にあたり検討すべき具体的な項目を明記し、早期の計画策定を促すこととした。
- また、入院・入所型の施設においては避難時間が長期化することから、**第3次避難対象エリアから内側に位置する該当施設を避難促進施設への指定を検討**することとし、**避難計画の策定及び避難訓練の実施を推進**することとした。

13

## 児童生徒等の避難対策

計画本文 P. 3. 63

- 富士山ハザードマップの改定に伴い、影響範囲が市街地方面に大きく広がったことから、**幼稚園・保育園・学校における避難対策を新たに設けた。**
- 噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、避難対象エリア内、全ての児童関連施設で休校措置をとり保護者への引き渡し等を実施することとし、各施設の立地状況によっては集団避難を実施した後の引き渡しも検討することとした。
- なお、児童関連施設については、**第4次避難対象エリアから内側に位置する施設を避難促進施設へ指定することを検討する。**

14

## 観光客等に対する帰宅の呼びかけ

計画本文 P. 3. 67

- 富士山五合目から上に滞在する**登山者には「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された時点で下山指示を行うこととした。**
- また、それ以外の登山者や観光客に対しても帰宅困難者とならぬよう**早期(噴火警戒レベル3)に「帰宅」を呼びかけることとした。**
- 観光関連事業者は、観光客等のみならず従業員の安全対策も講じる必要があるため、これら段階での避難(帰宅)が必要となる。
- もし観光客等の帰宅完了までに噴火に至った場合には、宿泊施設の借り上げについて検討し、帰宅に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて公共交通機関が機能している地域まで輸送対応を行う。

15

## 普及啓発

計画本文 P. 3. 120

- 本計画を実現させるには、**行政機関のみならず住民の理解と協力が不可欠**である。
- 今後、各地域の特性を考慮した計画を策定し住民や関係機関に周知するとともに対話等を通じて理解を深めることが重要。
- 富士山の特性を知り、富士山がつくった地形や造形に親しみ緊急時には**自主的な避難行動がとれるよう地域防災力の向上を図る。**
- なお、旧計画の避難時に活用した「ライン」については、富士山の地形とそれがもたらす災害リスクを知るための啓発用素材として活用することとした。



# 新計画への記載項目（その1）

## 目 次

### 第1編 総論 ..... 1. 1

第1章 旧計画（富士山火山広域避難計画）の策定経緯.....	1. 1
第2章 避難計画の改定.....	1. 2
第3章 本計画（富士山火山避難基本計画）の位置付け.....	1. 3
第4章 協議会の構成及び果たす役割.....	1. 4

### 第2編 避難基本計画 ..... 2. 1

第1章 基本方針.....	2. 1
1. 富士山火山広域避難計画からの主な改正点.....	2. 1
2. 基本方針.....	2. 4
2-1 対象とする噴火現象.....	2. 4
2-2 計画の前提.....	2. 6
2-3 影響が想定される範囲と避難を要する範囲.....	2. 8
2-4 避難対象者の区分.....	2. 8
2-5 噴火現象の特性と避難時期について.....	2. 9
2-6 避難先について.....	2. 9
3. 避難開始基準.....	2. 10
4. 避難解除基準.....	2. 13
第2章 避難基本計画.....	2. 14
1. 避難の概要.....	2. 14
1-1 噴火現象の影響範囲と避難対象エリア.....	2. 14
1-2 自主的な分散避難の呼びかけ.....	2. 17
1-3 富士山火山における避難の全体イメージ.....	2. 17
2. 噴火シナリオと避難対応ステージ.....	2. 20
3. 避難先の考え方.....	2. 26
3-1 避難方向.....	2. 26
3-2 広域避難.....	2. 27
4. 噴火現象別の避難の考え方.....	2. 29
4-1 火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石.....	2. 29
4-2 溶岩流.....	2. 35
4-3 融雪型火山泥流.....	2. 41
4-4 降灰、小さな噴石.....	2. 44
4-5 降灰後土石流.....	2. 55

5. 段階別の避難の流れ.....	2. 58
5-1 噴火前の避難計画.....	2. 58
5-2 噴火前の自主的な分散避難等.....	2. 58
5-3 噴火開始直後の避難計画.....	2. 58
5-4 噴火状況判明後の避難計画.....	2. 59
5-5 火山活動の小康期.....	2. 59
6. 噴火現象の影響範囲内の推計人口.....	2. 60
6-1 溶岩流等.....	2. 60
6-2 降灰.....	2. 60
6-3 降灰後土石流.....	2. 62
7. 噴火現象からの避難フロー.....	2. 63

### 第3編 避難対策 ..... 3. 1

第1章 協議会・国・各県・市町村等の体制.....	3. 2
1. 協議会の体制.....	3. 2
1-1 平時の対応.....	3. 2
1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応.....	3. 3
1-3 噴火発生後の対応.....	3. 3
1-4 小康期の対応.....	3. 3
2. 国の体制.....	3. 4
2-1 政府の体制.....	3. 4
2-2 気象庁等の監視・観測体制.....	3. 7
2-3 国土交通省の活動体制.....	3. 11
3. 各県の体制.....	3. 14
3-1 神奈川県体制.....	3. 14
3-2 山梨県体制.....	3. 15
3-3 静岡県体制.....	3. 16
4. 市町村の体制.....	3. 17
5. 合同会議の開催.....	3. 18
6. 火山活動の各段階における体制・対応.....	3. 21
第2章 情報伝達.....	3. 24
1. 関係機関及び住民等への情報伝達.....	3. 24
1-1 火山活動に関する情報伝達.....	3. 26
1-2 協議会内の情報伝達体制.....	3. 33
1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達.....	3. 35
1-4 情報伝達例文及び広報手段.....	3. 39
1-5 国内外への情報伝達・広報.....	3. 43
2. 報道対応.....	3. 44

# 新計画への記載項目（その2）

第3章 避難対策.....	3. 4 6
1. 避難者の受入れに係る基本事項.....	3. 4 6
2. 避難行動要支援者等への避難支援.....	3. 5 0
2-1 情報伝達について.....	3. 5 0
2-2 避難行動要支援者への避難支援の分類.....	3. 5 3
2-3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について.....	3. 5 4
2-4 避難確保計画の作成について.....	3. 5 5
2-5 在宅の避難行動要支援者への避難支援.....	3. 6 0
2-6 社会福祉施設等への避難支援体制の構築.....	3. 6 1
2-7 降灰時における社会福祉施設等の対応.....	3. 6 2
3. 学校・児童関連施設の避難対策について.....	3. 6 3
4. 避難対策上、考慮すべき施設について.....	3. 6 6
5. 観光客・登山者等への避難支援.....	3. 6 7
6. 入山規制.....	3. 7 5
7. 警戒区域の設定.....	3. 8 0
8. 広域避難路の指定及び確保.....	3. 8 2
9. 交通規制.....	3. 8 7
9-1 道路交通規制.....	3. 8 7
9-2 高速道路等における交通規制.....	3. 9 1
9-3 鉄道における運行規制.....	3. 9 5
9-4 航空機の安全運航のための措置.....	3. 9 8
10. 避難路等の堆積物の除去.....	3. 9 9
10-1 除灰等に係る対応.....	3. 1 0 0
10-2 火山灰（小さな噴石を含む）の処分.....	3. 1 0 4
11. 避難者の輸送.....	3. 1 0 6
12. 避難未実施者の捜索・救助.....	3. 1 0 8
13. 負傷者等への医療救護対応.....	3. 1 1 0
14. 避難所の開設・運営.....	3. 1 1 1
14-1 避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設.....	3. 1 1 1
14-2 受入市町村による受入避難所の開設.....	3. 1 1 1
14-3 避難所の運営.....	3. 1 1 2
15. 避難長期化対策.....	3. 1 1 4
15-1 一時帰宅措置.....	3. 1 1 4
15-2 被災者への住宅供給.....	3. 1 1 4
15-3 ボランティアの活用.....	3. 1 1 5
16. 家畜避難.....	3. 1 1 9
17. 普及啓発.....	3. 1 2 0

第4編 今後の検討事項.....	4. 1
------------------	------

おわりに.....	巻末-1
-----------	------

富士山火山広域避難計画検討委員会.....	巻末-2
-----------------------	------

参考文献.....	参考文献-1
-----------	--------

用語の解説.....	用語の解説-1
------------	---------

改訂履歴.....	改訂履歴-1
-----------	--------

資料編（別冊）

# (参考①) 富士山火山避難基本計画で考慮した火山災害の特性について

## ① 噴火の予知はできない

富士山は、国内でも観測・監視体制が充実している火山のひとつです。

それにも関わらず正確な噴火予知ができないとされている理由は「富士山の機器観測を開始してから噴火したことがない」ためです。

観測データに異常が現れたとして、それが噴火につながるか否か、また噴火までの猶予がどのくらいあるかの予測は困難です。

## ② 刻一刻と変化する状況への備え

富士山では、噴火時に多様な現象の発生が想定され、また、火山災害では、次の瞬間に「何が発生するのか」わからないため応急対策においては、非常に強い緊張を強いられます。

避難基本計画のみで網羅できるものでなく、各地域の特性に応じて臨機応変に対応できる体制づくりが重要です。

## ③ 不確実性の高い火山災害には柔軟な対応を

富士山は、火山災害の不確実性に加え、どこから噴火するかわからないという特性を有するため、事前に避難先・避難ルートを決めたとしても、計画どおりに対応出来ない可能性が高く、全てのパターンを計画上で備えることはできません。

さらには、噴火の様態によっては、避難時に自動車が使用できない場合も想定されます。

これらに対応するため、まず地域内での安全確保や徒歩避難など、確実に命を守ることができる避難方法を基本とし、必要に応じて遠方に避難する段階的・個別的な避難を採用して地域の社会経済活動を維持するよう配慮しました。

## ④ 火山を正しく知る

火山災害と聞くと、多くの犠牲者が生じた雲仙普賢岳の火砕流や御嶽山の噴石を思い浮かべる方も多くいるかもしれませんが。

しかし、富士山では、火砕流や大きな噴石の影響範囲は想定火口範囲とその付近に限られ、避難対象地域全体に到達するものではなく、まずは行政が発する情報に基づき危険なエリアから立ち退くことが大切です。

また、市街地では溶岩流の流下速度は大幅に低下するとみられ、徒歩でも避難可能なため、慌てず落ち着いて行動することが大切です。

富士山周辺には、火山の恩恵を求めて、国内外から多くの観光客が訪れます。富士山を正しく知り、火山災害に正しく備えることで富士山との共生を図りましょう。



# (参考②) 避難について

火山災害の特徴は、「不確実性」

予兆を観測してから噴火開始までの時間的猶予は、常に不確実である。

渋滞等による避難完了までの長期化への対応として避難開始時期を早めることは根本的な対処にならない。**(噴火開始までの時間的猶予は予測困難なため)**  
**短時間で安全な地域まで避難可能となる手段を採用することが重要となる。**

(例) 溶岩流が3時間以内に到達する可能性のあるエリア 避難時間【仮定】=自家用車: 6時間、徒歩: 2時間のケース

